

平成 1 9 年 9 月 2 6 日

平成 1 9 年第 3 回 岬町議会定例会

第 3 日 会議録

平成19年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

平成19年9月26日(水)午前10時40分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 11人

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	副 町 長 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 副 理 事 兼 税 務 課 長 入 口 博 行
福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男	上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜
会 計 管 理 者 副 理 事 兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教 育 部 副 理 事 兼 生 涯 学 習 課 長 岡 本 茂	教 育 部 副 理 事 兼 青 七 文 七 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事
兼淡輪公民館長

谷口桂三

企画部企画人事課長 保井太郎

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻下一博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹下雅樹

議事日程

- | | | |
|-----|----------|----------------------------------|
| 日程1 | 追加議案第93号 | 工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（22-8）） |
| 日程2 | 追加議案第94号 | 工事請負契約締結の件（公共下水道汚水管理設工事（24-4）） |
| 日程3 | 追加議案第95号 | 公平委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程4 | 追加議案第96号 | 公平委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程5 | 追加議案第97号 | 公平委員会委員の選任について同意を求める件 |
| 日程6 | 追加議案第98号 | 岬町（深日・谷川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件 |
| 日程7 | 委員長報告 | 三常任委員長報告 |
| 日程8 | 意見書案第2号 | 道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書（案） |
| 日程9 | 意見書案第3号 | 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案） |

(午前10時40分 開議)

辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時40分でございます。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

辻下正純議長 日程1、議案第93号「工事請負契約締結の件(公共下水道污水管埋設工事(22-8))」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第93号、工事請負契約締結の件(公共下水道污水管埋設工事(22-8))について、ご説明いたします。

深日地区に公共下水道污水管埋設工事を施工するに当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

この工事の入札執行日は、9月7日でございます。

入札の方法といたしまして、指名競争入札で、契約金額3,202万5,000円、うち消費税及び地方消費税152万5,000円でございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町淡輪4655番地、株式会社森組、代表取締役 森 久男でございます。

工事概要につきましては、別紙、お手元に配付しています、資料番号1をご参照ください。

なお、工種区分といたしましては、土木工事でございます。

工事延長は672.9メートルで、工事内容といたしまして、本管布設工として、直径20センチの下水道管を641.9メートル布設するものでございます。

また、マンホールにつきましては37カ所設置し、それ以外の工事といたしまして、污水枡・取付管工1式、舗装工1式、仮設工1式、その他1式でございます。

次に、工事期間につきましては、議会の議決の日から平成20年3月26日まででございます。

次の資料の裏面をご参照ください。

下水道施工箇所の図面でございます。深日地区の中継ポンプ場周辺に、公共下水道管、汚水管の埋設工事を行うものでございます。

次のページ、ご参照願います。

入札結果（経過）調書でございます、主な内容を説明させていただきます。

入札業者名は、株式会社安藤工務店、大塚組、聖和産業株式会社、株式会社南進建設、濱野建設株式会社、光建設工業株式会社、株式会社舞工業、丸正建設株式会社、宮川工業株式会社、株式会社松建興業、株式会社森組、芳山建設株式会社、志眞建設株式会社南大阪支店、株式会社ハマダ大阪営業所の14者でございます。

入札内容といたしまして、14者のうち1者が辞退となっております。

次に、予定価格は、消費税及び地方税抜きの5,614万2,000円で、落札率といたしましては54.33%となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

中原 晶議員 ただいまこの入札について、非常に詳細にわたってご説明いただいたところであります。それで、資料にも示されているとおり、指名競争入札ということで、今回は、以前と比べまして、指名業者数がふえているように見受けられるんですけども、これは一定の努力の成果だと受けとめていいのかなという点を1点お聞きしたいと。たくさんの業者によって競争入札が行われるということは、この落札率が非常に低いので、全く危惧がないわけではないですけども、これまでに比べると、望ましいということかなと思っておりますけれども、このあたりについて、もし努力された点があるのでしたら、お示しいただきたいというのが1点であります。

それから、もう1点、今回の入札の価格についてですけども、これは事前公表用調書に示されております調査基準価格よりも低い価格での入札ということになりますので、低入札という範囲に含まれるのかなと思いますけれども、その1点も確認させていただきたいと思います。

以上2点、お答えよろしく申し上げます。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、業者数の選定の件でございますが、これは、平成18年8月1日に制度を改正しております、過去におきましては5者以上という形で行ってございましたが、金額を定めまして、業者

の数を変えております。ちなみに申し上げますと、5,000万円までの工事につきましては8者以上という形、また、5,000万円から1億円につきましては12者以上という形、それと、1億円以上につきましては15者以上という形になっております。今回、この工事につきましては、5,000万から1億という範囲の中で、12者以上という形になっておりまして、今回に14者を選定したものでございます。

それと、今回、入札を執行した中で、低入札という形になっております。落札率につきましては、先ほど部長の方から申し上げましたような54.33という形でございます。その低入札につきましては、低入札の審査部会を経た後、これで施工ができるということで判断をし、今回、議会の方に上げさせていただいているものでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 ほかにございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 今、中原議員の方から、低入札という形で質問があったわけですが、今、南理事の方から説明によると、やはり低入札ということなんですが、私は、以前から、これについてはいろいろ問題も提起したこともあると思うんですけども。公共事業というのは、民間と違って、やはり法律に準じて、的確に問題のないように、先般来、耐震の問題で、国で大きな問題になったように、手抜き工事とかいろんな問題が発生しておることは事実であると思うんですね。そんな中で、今回、積算、いわば予定価格から大きく外れて、入札になって、それを先ほどの説明によると、審査部会を用いて審査した結果、この低入札は大丈夫だという判断をなされた。これは、それでいいわけなんですけども。

じゃあ、岬町でどれだけの技術力があって、もちろん技術者も抱えておりますけれども、技術職員もおりますけども、そんな中で、どれだけの審査能力というのがあるかどうか、ここが問題なんですよ。やはり、当初予定価格から大幅に、低入札になりますと、もちろん業者としては、これではやっていけない。しかし、今の経済状況、また業界の状況からいくと、仕事がないところから、恐らく取り合いになって、とにかく安くてもいい、とって、会社の給与を回しとかないかんというような状況が、現実に目の前にそういう状況が見えてきているわけなんですよ。ですから、これだけの、最終的には3,600万近い金額、またはその前後の金額で、今回の入札がされておりますけども、中には、2つとも辞退をされている業者も、ここにあるわけなんですけども。

私の言わんとするのは、果たして低入札まで持ち込んで公共事業を執行する必要があるのかど

うか。一応、財政難だというだけで公共事業をこういうような形で、低入札を執行したとするなら、おそらく大きな事故が発生してこないか。私は、その当時はいてませんが、昔、阪南市で、大きなため池工事で手抜き工事をやったために、50人余りの人が亡くなりました。そういう大きな事故もあるわけなんです。これも、おそらく事業のそういった予算が合わないということで、そのときにすべきことをしなかったということが大きな原因だったということが、私はいろいろと過去の方に教えてもらったんですけども。そういうことにつながりかねないということから、この入札云々には、私は決して問題はないと思いますけども、今後、こういう入札のあり方については、十分行政としても検討すべき課題でないかなと、このように思うんですが、その面についてのお考え方があるかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 田代議員の今後の公共工事の入札のあり方なんでございますが、以前では、限定価格というものを設けて工事発注しておりました。そういう制度がいいか悪いかという議論の中で、今現在、先ほど南の方から報告しましたように、そういう制度、基準では、今の公共工事の発注に的確に対応しておらないというところもございまして、今現在やっているのは、予定価格の下に基準価格というのを設けまして、いずれも、その予定価格並びに基準価格を公表しまして、今現在、それぞれの公共工事を発注しております。

そういう中で、基準価格の公表によりまして、各社が競って札入れを現在しておりますということございまして、もし、基準価格より下になった場合、これはあくまでも、今、財政が厳しいからという問題ではなくて、公共工事を的確に、我々が求めている物体を的確につくっていただくには、その基準でいいのかどうか。業者が札入れした額について、それでいいのかどうかということで、審査部会、審査会、低入札調査部会を設けまして、相手の最低価格者と協議をし、その内容について精査して、相手の業者がそれで十分できるんだよということの確認をとった上で、本日、契約締結という運びを現在しております。

よって、今、業者の中には、以前のような限定価格で対応してほしいという業者も、意見としてあるんですけども、今、基準価格より、まださらに、今回、当然、落札は1者ですけども、基準価格に来る業者がまだ数社が現在ありますので、今の入札執行としては、もうしばらくこの状況で執行していきたいというように、担当としては考えております。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 今、総務部長の説明で、入札制度のあり方については理解はできるわけですけど

も。じゃあ、審査部会のメンバーがどのような技術を持っておられるか、私は存じておりませんが、審査部会の方の技術力というものを吟味としたとしても、部長の方に再度お尋ねするんですが、予定価格からいいますと、54.33と、今、説明があったんですけども、いわば極端に言ったら、予算の半分で事業ができる、それできっちりできるとなれば、じゃあ一体、岬町の事業予算の設計というのは、どういうことになるのか、それだけ多く甘く見ているのかというふうにとられないと私は思いますので、その辺が、幅が大体100ある中で、75から25%切って、75ぐらいでおさまったとか、70ぐらいでおさまるとかというなら、まだある程度、ごく一般の人でもわかると思いますけども、よくスーパーへ行ったら、半値、50%引きですよというのがあっても、あれは特別に50%引きというのをやっているのと一緒で、利益も何もなしでやっているのかどうか分かりませんが。今回の工事というのは、あくまで、やはり問題の起きないようにするためには、役所としては、適正な基準で、適正な価格で設計予算というものを組まれていると思うんですね。それが、54.33でおさまるといっているのであれば、初めから設計予算の数字というものを今後改める必要があるのちがうのかなというふうにも考えます。

それと、業者、それでもやりますよというのは当然だと思います。仕事がないわけですから、いろいろと無理して仕事をとっていかならん事情があるんで、それは業者としては、この仕事をとらなったら会社はつぶれてしまうやというような状況がもしあるとしたら、必死になってとると思うんですが。やはり適正な線引きというのは、何も下水道課を入れようとか、そうじゃないんですよ。また、入札によってはいろいろな方法がありますから、すべてそうしなさいということを行っているんじゃないんですね。ですから、ある程度は、審査部会のメンバーの方の的確な審査をするためには、今、部長のおっしゃったような審査部会の上で、特に厳密に審査した結果、よしとしたということならやむを得ないんですが、今後、審査部会のメンバーの方に、やっぱり技術力を持った方が入っておられるかどうか、その辺をもう一度聞かせていただきたいと思います。

辻下正純議長 中口総務部長。

中口総務部長 田代議員の質問にお答えします。

審査部会の内容ですけども、内容的には、例えば今回、下水道でございますが、下水道の、今現在おる課長以下技術屋並びに事業課にも技術屋はございます。その事業課並びに下水道課並びに水道課の技術課長並びに技術職員で、総務が契約担当ということで、そういうメンバーで審査しておるところでございます。技術向上については日々研さん、それぞれの職員が、その研さんに努めているという状況でございます。

以上です。

辻下正純議長 田代議員。

田代 堯議員 確認の意味で、最後にしますけども。

予定価格の54.33で、今回そうですが、大体これぐらいの数字であっても、工事はきちっと基準どおりやっているとこのように理解してよろしいですか。その点を。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 田代議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

今回、予定価格が54.何%という形になっておるわけですが、当初、業者とこれの低入札になったときには、契約を一たん保留という形になります。業者を呼びまして、その中で業者の聞き取り調査ということを行います。その中で各項目ごとに見ていくわけなんですけども、直接工事費というのがございまして、それについては、いろんな原材料とか、そういうものでございます。今回、特に大きくカットしている部分につきましては、一般管理費、それから現場管理費、それと共通仮設費ということで、工事の材料に直接影響のないところの自社の会社の経費を節約して、また事情聴取する中で、その会社の方が言われるのは、その職員を、従事者を遊ばせておくよりは、業務を与えて、その業務に携わってということで、職員の方が手持ちにならないような状況の中で、業務を進めていきたいという中で、経費を削減して、やっと入札に参加したと。その入札自身についても、まず確認するんですけども、これについて赤字が出るとか、そういうふうなところがあるのかどうか。それについても利益というのは薄いですが、赤字は出ないという状況の中で回答をいただいております。それをもとに、今回、業務ができるということとを判断したということになります。

以上でございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 賛成です。

辻下正純議長 賛成討論ですね。どうぞ。中原議員。

中原 晶議員 先ほど、いろいろとご答弁いただきまして、私の質問に対してですとか、田代議員の質問に対しても、いろいろとご答弁いただいたところでありますけれども、1つ、指名業者

数については、岬町の過去の汚点である部分から一定改善をして、制度上の明瞭化を図ったという努力の中で、指名業者数を規定を変えてきたというところであるかなというふうに、私自身は受けとめておりますので、これについては一定の努力をされたというふうに評価できるのではないかなというふうに感じております。

それで、先ほど田代議員の質問、また答弁ですね、お聞かせいただいております、安かろう、悪かろうでは、公共事業でもありますし、大変な問題となりますので、その点について、答弁の中でも、審査を厳正に行うようにしているということが示され、また、この業者でお任せして大丈夫だというご答弁であったかと思っておりますので、その点については了解したいと思いますので、今後もより一層、入札自体についても、より透明性の高いものを検討していただきまして、厳正に運用を図っていただきたいということを申し添えて、賛成といたします。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより議案第93号「工事請負契約締結の件(公共下水道汚水管理設工事(22-8))」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第93号は、可決されました。

辻下正純議長 日程2、議案第94号「工事請負契約締結の件(公共下水道汚水管理設工事(24-4))」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程2、議案第94号、工事請負契約締結の件(公共下水道汚水管理設工事(24-4))について、ご説明いたします。

深日地区に公共下水道汚水管理設工事を施工するに当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

この工事の入札執行日は、9月14日でございます。

入札の方法といたしまして指名競争入札で、契約金額3,769円5,000円、うち消費税

及び地方消費税179万5,000円でございます。

契約の相手は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役 芳山龍二でございます。

工事場概要につきましては、別紙、お手元の資料、資料番号2をご参照ください。

なお、工事区分といたしましては、土木工事でございます。

工事延長は858.8メートルで、工事内容といたしましては、本管布設工として、直径20センチの下水道管を822メートル布設するものでございます。

また、マンホール設置工につきましては46カ所設置し、それ以外の工事といたしましては、汚水枘・取付管工1式、舗装工1式、仮設工1式、その他1式でございます。

次に、工事期間につきましては、議会の議決の日から平成20年3月26日まででございます。

次に裏面でございますが、下水道施工箇所の図面でございます。深日地区に、公共下水道汚水管の埋設工事を行うものでございます。

資料の次のページ、ごらんください。

入札結果(経過)調書でございまして、主な内容を説明させていただきます。

入札業者名は、株式会社安藤工務店、大塚組、聖和産業株式会社、株式会社南進建設、瀨野建設株式会社、光建設工業株式会社、株式会社舞工業、丸正建設株式会社、宮川工業株式会社、株式会社松建興業、株式会社森組、芳山建設株式会社、志真建設株式会社南大阪支店、株式会社ハマダ大阪営業所の14者でございます。

入札内容としまして、14者のうち1者が、平成19年9月7日の公共下水道汚水管埋設工事(22-8)の落札に伴う指名除外で、もう1者が辞退ということで、12者による入札となっております。

次に、予定価格でございますが、消費税及び地方税抜きの6,789万円で、落札率といたしましては52.87%となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

中原 晶議員 この入札についても低入札という格好になっておりますので、審査の内容について、詳細をお示しいただきたいと思っております。

辻下正純議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 中原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

この入札につきましても、先ほど部長から申しあげましたように、52.87%ということで低入札になっております。それで、これにつきましても、先ほど申しあげましたように、低入札の審査部会を開催いたしまして、その中で、その金額で入札できるかどうかという点について、業者を呼びまして事情聴取をしております。

その中で、直接工事について、余り低いと適切な工事ができませんが、中身を見ますと、一般管理費、現場管理費、共通仮設費というところを大きく金額を下げて、企業努力という形で、自社経費で賄うということで申し出をされておりました、それもデータをつかみましてしております。それと、直接工事費につきましては、この工事ができるという範囲内であるという中を確認した中で、今回、これに提案させていただいているところでございます。

以上でございます。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより議案第94号「工事請負契約締結の件(公共下水道汚水管理設工事(24-4))」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第94号は、可決されました。

辻下正純議長 お諮りします。

日程3、議案第95号「公平委員会委員の選任について同意を求める件」から日程5、議案第97号「公平委員会委員の選任について同意を求める件」の3件を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

よって、日程3、議案第95号から日程5、議案第97号までの3件を一括議題とすることに決定しました。

本3件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程3、議案第95号、公平委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員 貴治貞夫氏は、平成19年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

貴治貞夫氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程4、議案第96号、同じく、公平委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員 四至本晴夫氏は、平成19年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

四至本晴夫氏の経歴につきましても、議案書裏面をご参照ください。

続きまして、日程5、議案第97号、公平委員会委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

公平委員会委員 上出 卓氏は、平成19年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

上出 卓氏の経歴につきましては、議案書裏面をご参照ください。

以上、よろしくご同意、お願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

岡本議員。

岡本重樹議員 単純な質問ですけども、公平委員会というのは、年間どのくらい開いているんか、そのまた議題については、どういう内容であるか、ちょっと関係の部の方、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

辻下正純議長 保井課長。

保井企画部企画人事課長 岡本議員のご質問にお答えいたします。

公平委員会は、職員に対する不利益な処分についての不服申し立て等がございましたら、その際、開催することが基本となっております。年に1回は開催いたしまして、会議を開催しているところでございます。

辻下正純議長 他にございませんか。

川端議員。

川端啓子議員 今回、再任ということで賛成させていただくんですけども、男女共同参画社会の観点から、今後についてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。ご存じのように、男女共同参画社会、審議会委員等、また、各種団体の女性参加は30%を目指すということになっております。それからいったら、この公平委員会、3人やから1人は女性が参加してもいいと思うんですけども、その点、今後について、町長、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 川端議員のご質問にお答えいたします。

確かに男女共同参画という形で、30%という形、今回の公平委員さんの場合、3人のうち1名は女性でなければいけないのかなというところでございますが、何分にもいろんな形、全体を通した数字でいきたいなど。例えば、行政相談員さんは2名ですけども、2名とも女性という形でなっておりますので、原則的には、一つ一つの委員会等々、審議会等々で3分の1というのも目途にいたしますけども、全体を通じての30%という形を目指していきたいと思っておりますので、いろんな機会での女性の委員さんの登用という形も、今後ますます検討していきたいと思っております。

以上です。

辻下正純議長 川端議員。

川端啓子議員 全体を通してと言われたら、いろんな団体、何団体、また各種審議会、幾つかある中を全部トータルしてというふうに聞こえるんですけども、やはりこの公平委員会は、公平委員会の中でしかできないものもあると思いますので、公平委員会の委員さんで、今後については、やっぱり女性も参加できるということを検討していただきたいなということは、要望という形で言っておきます。

辻下正純議長 要望ですね。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本3件については人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより議案第95号「公平委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第95号は、これに同意することに決定いたしました。

次に、議案第96号「公平委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第96号は、これに同意することに決定しました。

次に、議案第97号「公平委員会委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第97号は、これに同意することに決定しました。

辻下正純議長 日程6、議案第98号「岬町(深日・谷川)地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程6、議案第98号、岬町(深日・谷川)地区財産区管理委員の選任について同意を求める件について、ご説明申し上げます。

岬町（深日・谷川）地区財産区管理委員の任期が、平成19年10月1日をもって任期満了となりますので、その各委員の選任について、岬町財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まず、深日財産区でございますが、太田義三氏、桶谷 豊氏、尾崎正義氏、下出 雄氏、中畑博氏、松尾俊雄氏、南 定七氏、谷川財産区につきましては、石谷守司氏、大中一美氏、木曾一成氏、小坂 巍氏、榊原勝秋氏、豊國哲夫氏、彦路昭義氏、それぞれ各7名の選任をいたし、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願い申し上げます。

辻下正純議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

辻下正純議長 異議なしと認めます。

これより議案第98号「岬町（深日・谷川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第98号は、これに同意することに決定しました。

辻下正純議長 日程7、「三常任委員長報告」を議題といたします。

過日、9月5日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、田代 堯君。

田代事業委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたしま

す。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました9件の議案については、9月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第61号、平成19年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件うち、本委員会に付託された案件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第66号、新たに生じた土地の確認の件、議案第67号、町の区域の変更の件の2件については、一括議題とし、質疑・討論なく、2件とも満場一致で可決されました。

次に、議案第72号、岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第74号、岬町基金条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第79号、平成18年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

次に、議案第83号、平成18年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第84号、平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第92号、平成18年度岬町水道事業会計決算認定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された9議案は可決・認定すべきものと決定いたしております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

辻下正純議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、川端啓子君。

川端厚生委員会委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました11件の議案については、9月11日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第61号、平成19年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件うち、本委員会に付託された案件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第62号、平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第63号、平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

議案第70号、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件のうち、本委員会に付託された案件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第71号、岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第75号、社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第79号、平成18年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第81号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定決されました。

議案第82号、平成18年度岬町老人保健特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第85号、平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第86号、平成18年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件については、質疑・討論なく、挙手多数で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案は可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

辻下正純議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、奥野 学君。

奥野総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました13件の議案については、9月12日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第61号、平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第64号、平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件、議案第65号、平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)の件の2件については、一括議題とし、質疑・討論なく、2件とも満場一致で可決されました。

次に、議案第70号、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件のうち、本委員会に付託されました案件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第73号、政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に、議案第76号、岬町立幼稚園条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第79号、平成18年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定さ

れました。

次に、議案第80号、平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第87号、平成18年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から議案第90号、平成18年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件までの4件については、一括議題とし、質疑・討論なく、4件とも満場一致で認定されました。

次に、議案第91号、平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された13議案ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、報告を終わります。

辻下正純議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

田代議員。

田代 堯議員 総務文教委員会の委員の皆さん方、また、委員長、ご苦労さんでございました。

そこで、ちょっと委員長の方に、確認と最終の委員会の決議について、お尋ねをしたいと思います。

問題になっておりますのは、孝子集会所の正式案件は、平成19年度一般会計補正予算(第2次)の歳出の部分の中で、7ページから8ページにかけて、委員さんの方から、この集会所建設に伴うところの財源の内訳に対して、いろいろと質問が出ております。その中で担当の部長の方は、2,900万の総工事費のうちの内訳として、宝くじからのコミュニティから1,500万、さらに、一般財源、いわば町単費ということですが、1,400万を入れて一緒にして、2,900万でこの事業をやりたいという説明をしておる中で、委員の中には、従来、集会所建設に当たっては、財産区のあるところについては、財産区から繰り出しをしていただいて、そして事業費に充ててもらう。財政難のときだから、特に財産区のそういった財源を入れて、集会所を建設していただきたいということは、常がねから、これはもう出ておりますので、私も一定の理解はいたしております。

その中で、町長が、これは委員長の閉め方についてお尋ねするんですが、町長は、過去に、昭和30年の合併の経過、そういったものを答弁なさって、いろいろと説明しておられるわけなんです、その中で、特に、私は気になるのが、これは町長の答弁なんです、一般に共有と言わ

れる部分で、共有、合有、総有という3つの財産区の種類があるということを、法的解釈が難しいけれどもということで説明をなさっております。それらをクリアして、できるだけバランスのとれた財政、いわば事業予算というものを組んでいきたいということで、検討したいというふうに、ここで申し上げられております。

そこで、バランスのとれた、その中で、何らかの形で気持ちよく協力をいただこうということで、今後も続けていきたいということも言っておられるし、この辺が、もうひとつ私が理解しにくいところがありますので、まず、共有、合有、総有の中に、孝子の森林組合というのがあるんですが、それがどの部分に該当するのかということを1点お尋ねしたい。

それと、もう2点あるわけですが、委員さんの財産区繰り入れということを特に言われて、その中で孝子は森林会があるやないかと。森林会からも繰り入れしてもらったらいいやないかと。これは、そういう発言は議会として出て当然だと、私はそう思っております。

しかし、その中で、地元とどういようなやりとりでその辺を交渉されて、最終的に、中孝子のそういう関係者の方が、どうしても出せないというお断りをされた理由が、どうもここでは明確になっておらないように思いますので、その点を明確に、ちょっと説明をしていただきたい。

それから、最後に、町長は、そういった委員の質問に対して、委員の言われるとおりであって、今後、一般財源のうちの1,400万を圧縮したい、このように言っておりますが、圧縮というのは、どのようにとらまえていいのか。この3点ですか、4点になるのかな、この辺をちょっとご説明願いたい。委員長の方で整理されておりますので、もし、委員長、よかったら答弁していただいたら結構ですが、もし理事者の方の答弁であれば理事者でも結構でございます。

以上です。

辻下正純議長 奥野委員長。

奥野総務文教委員会委員長 私、委員長としてやらしていただきましたけども、正確な内容、もう少し理事者の方でご答弁いただきたいと思います。

辻下正純議長 嶋本理事。

嶋本総務部理事 中孝子の部分につきましては、また、担当部長の方から答弁があると思いますが、たまたま私は孝子に在住しているという状況でございますので、総有と合有というところの部分につきましては、若干説明だけさせていただきたいと思います。

町長の方から私に指示がございましたので、私の方から答弁させていただきたいと、そのように考えております。

まず、総有という財産形態につきましては、団体的な色彩の強い、個々の共有者の持ち分の大

きさは観念できないため、利用の決定には、持ち分を有する者全員の合意が必要となるというふうな財産の性格を持っているということでございます。

それと、合有という財産の部分につきましては、総有と共有と、いわゆる3つの形態がございますが、3つの形態のうちの中間的な性格を有する財産が合有財産であるというふうに、法律的にも述べられておりますので、若干、中孝子の共有財産部分につきましては、合有的な性格を有する財産ではないかというふうに考えております。

私の方から、総有、合有の部分につきまして、ご答弁申し上げます。

以上です。

辻下正純議長 石田町長。

石田町長 それでは、私の方からご答弁させていただきます。

確かに集会所をつくる財源、委員会の中では財産区があるところでは、財産区から出してもらったかどうかというご意見がございまして、過去、近くでいろいろつくった部分も調べてみましたが、町単費でやったところもあれば、地元から出していただいたところもあれば、あるいは町単費と補助金でやったところも、いろいろあって、すべてがすべて財産区があるから財産区から必ず出していただくという形にはなっていないということでございます。

したがいまして、今回、私が町政を担当させていただいて初めての集会所という形で、いろいろ工夫を重ねさせていただいております。本来、集会所をつくる場合、公共工事でございますので、もう少し高い金額で集会所をつくっている。過去の同じ面積等々の集会所からしても、もう少し大きな予算でやっているところがあるんですけども、孝子につきましては、2,900万という形で、現在、予算を措置しております、非常に最近の中でも、17区の集会所が、平成4年につくっている部分で、3,700万少しでございますので、それに比べても、まだ800万ほど安い費用で、現在計画していると。

そこでなおかつ、一般財源から1,400万の部分を圧縮したいという形で申しておりますのも、これは公共工事のあり方、先ほどの公共工事の部分でも、落札率がぐっと落ちている。そして、そもそもの設計金額とは何ぞやという議論も先ほどありましたけども、確かに公共工事では我々が行う設計というものは、これは1つのルールに沿って行っておりますので、それが単に甘い積算をしているということでは決してございません。しかし、民間から見た場合、どうしても、もっと安い方法でできないのかというご指摘はあろうかと思っております。

それにつきまして、この孝子につきましては、私、初めて担当する集会所という形で、いかに安くできないか。例えば、小口といいますか、解体する作業につきましても、すべてを業者発注

すれば費用がかかる。その中で、細かい分類の解体、例えば、理科教室の机を解体するとか、あるいは黒板を外すとか、そういった細かい作業を業者に一括発注してしまえば、こういう費用がかかる。そこで、私も、正直、解体に参加させていただきまし、また、地元の住民の皆さんにも参加してお手伝いいただいて、本当に地元の協力のもとで、そういった工事を担当することによって費用を圧縮していく。そういった形で今回の孝子の集会所というのを本当に地元の皆さんとともに築き上げていく、そういった集会所にしたいと思って、今、進めているところでございます。

あと何かございましたでしょうか。この2点で。

それでは、私から、以上2点、お答えさせていただきました。

辻下正純議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 田代議員の具体的な経過並びに打ち合わせの状況でございます。その部分につきましては、町長と私と森林組合の会長の家に行きまして、お話したことが1回でございます。ちょっと日時につきましては忘れちゃったけど。

以上でございます。

辻下正純議長 よろしいですか。田代議員。

田代 堯議員 私の質問が、ちょっとわかりにくかったと思うんですけども。

まず、1点目の共有、合有、総有というんですか、ここに、私もちょっと資料をインターネットで出してあるのがあるんですが。今、嶋本理事がおっしゃるのは、総有、合有、共有の中の合有に当たるということですね。そうすると、委員さんから出ております、多奈川、淡輪、深日の財産区というのがあるんですが、その財産区のあるところについては、財産区から一部繰り出してでも、繰り入れても負担をしてもうたらどうなと。地元で少し負担を求めたらどうやという意見が、この委員会記録の中にあるわけですけども。

合併当時からいくと、孝子については、孝子財産区というのはないけども、森林組合があるやないかという議論もあるわけですけども。私が、合有ということになると、一般の財産区有財産とは該当しないんとちゃうかと。一緒に考えられんのちがうかなと、私はそう思うわけですけども。今、我々言う、深日、多奈川、淡輪の3地区の財産区というのは、これは孝子の森林組合と一緒にとらまえた場合は、ちょっといかなもんかなというふうな気がするんですけども。

そうすると、町長は、今、ここで言う、地元の方々と何らの形で協力をいただいて、今後、バランスのとれた形で検討していきたいというのは、私、ここは委員さんの意見に対して、答えになってないんちがうんかなと。二、三の方の意見については、できるだけ財産区のあるところは財

産区の一部に繰り入れてでも、集会所建設の費用に使ったらどうやと。財政難だから、そうしてほしいと、こう言っているわけですね。中孝子については森林組合があるのちがうかと、こういうこともおっしゃっている。そこで一部出してもうたらどうやねということを行っているけど、ここで、その後の答えが出てないわけなんですね。ただ、断られた。今、竹本部長に話したら、お断りした。そしたら、何か中孝子の方は、もう金ないから知らんよと、よう出さんよと言われてるんかどうかということもわからないんですけども。

過去のいきさつを、今、町長は述べられましたけども、過去のいきさつでは、私も長い間、議員しておる関係上、各集会所の事業費のもんで、この前、担当の方から寄せてもらったんですけども。特に私が記憶あるのは、17区の集会所なんですよ。17区の集会所を建てる時に、例えば児童公園しかなかった。そしたら、土地、建物から確保しなきゃならんということで、非常に財源不足があって、じゃあ、どうすりゃあということで、淡輪の財産区から一部繰り入れしてもうたらどうやという話があったんですけども、残念ながら、繰り出しはできなかったという理事者の説明があって、このときは一般財源、いわば借金を起こして、また、府のそういった補助をもらいながら建てたケースがあるし、例えば、10区、11区のさくら会館にしても、淡輪財産区がありながら、これも使えてない。14区にしてもしかり。私は、いろいろ、そのときそのときの事情で、どうしても財産区の金が使えないときがあったと思うんです、過去に。

今回、森林組合ということになれば、今、合有ということになれば、過半数の合意が必要やと、ここにちゃんと載っておるわけです。だから、森林組合があっても、この金を使うことはできないということを嶋本理事が言われるようなことであるんなら、なぜ、町長はこれをはっきりと、委員会等で、またこの本会議等ではっきりと、私は明言しておくべきじゃないかなと。それが町長としてのやっぱり説明責任じゃないかなと、このように思うんですよ。

ですから、この委員会の中でいくと、今、圧縮ということも言われたんですが、私は、これを読む限り、見る限りは、最終的には、今、予定しておる一般財源の1,400万の圧縮というのは、何もボランティアとか、そういう町長がみずから汗かくとか、地元に行きよる、そういうことは一切書かれてないんですよ。ですから、1,400万、それだったら森林組合に再度お願いするのか、地元負担をもう一度求めるのか、そういうふうなところが、もう少し玉虫色になっているんじゃないかなと思うんで、あえて圧縮ということを私聞かせていただいたんですが、町長のおっしゃっている圧縮というのは、いわば費用を安く上げると、こういうことですね。

いわば財産区の金を繰り入れるとか、森林組合の金を繰り入れるとか、そういうもんじゃなしに、ただ、地元の方に協力を得て、手伝うてもうて、いろいろの中で、サービスの提供を受けて

安くする。もちろん工事の入札もあるでしょうけども、入札減もあるでしょうけども、そういうことで安く上げるという、圧縮というのはそういうふうに理解したらいいわけですね。

それから、もう1点、過去に、孝子地区は、3地区の中で、今、中孝子に、老朽化して、今回、理事者の方で建設にかかっていたわけですけども。ふれあい会館か、どうなのか、ちょうど、昔の郵便局なんかの跡があって、そこを改造して、ずっと上・中・下で共有して使われてきた経過があるわけですけども。そういった中で、以前、孝子地区が、これはどの地区というわけにはいきませんが、岬町が中学校建設、さらには孝子の小学校の改修、こういったときに5,000万ほど、中学校に3,000万円、下孝子の小学校に2,000万円の教育施設費として寄附をいただいた経過があるんですね。ですから、それを考えたら、孝子の方も、できるもんは一生懸命協力なさっているんじゃないかなと。

こういったことも、やはり町長、念頭に置いた上で、中孝子の集会所にしても、上・中あるけども、中孝子についてはそういう状況で、今回、じゃあ、新しく建てかえていこうと、そういうことで、小学校をうまく活用されてやられる。これは、大いに、私は町長の考え方については理解はしますけども。

今言う1,400万の、町長がおっしゃる圧縮というのは、この委員会で、このようにおっしゃるように理解できるかなというのが私はあるんで、再度このことについては、財産区繰り入れとか、地元負担をかけるとか、そういうことのないこと、ただ、建設工事費の中の予算を圧縮というふうに理解しているのか、その点をお聞きしたいということと、今、総有、合有、共有ということがありますが、理事は、中孝子の森林組合は合有というふうに該当するとおっしゃるなら、このことについて、町長が、森林組合は、他の財産区と同じような考え方をもって、今回、対応できるのか、できないのか、その点を再度お聞きしたいと、そのように思います。

辻下正純議長 町長、答弁簡潔に。

田代 堯議員 簡潔に言うて、ちゃんと言うてもらわなあかんよ。議長、そんなこと言うたらあかんで。

石田町長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、中孝子の森林会と一般のほかにある淡輪、多奈川、深日、谷川の財産区と、事は異なるという形では思っております。したがって、今回の集会所につきましても、森林会から、当然、ほかの財産区が、ほかの集会所に、そういった場合もあるときのように、今回求めることというのも強制的にはできないという形で思っております。

それと、あと、1,400万の圧縮という部分でございますが、これ、確かに予算は組んでも、

それを目いっぱい使うというよりも、不用をつくるという部分も、これはあってしかるべきだと思っております。予算組んだからといって、すべてを使い切るというようなこともする必要はないと思うんですけども。ただ、先ほど言ったような工事費を、ただただ減額するというだけではなく、いろんな方法を考えられる。例えば、孝子の集会所につきましては、なぜそもそもそこに集会所かといいますと、中孝子の場合は、今まで集会所がなく、孝子老人憩いの家という施設を集会所として、とりあえず使っていただくという形になっておりました。

ただ、この孝子の老人憩いの家という建物自身も、非常に老朽化いたしておりますし、今回、その辺、私どもの詰めを最終、今急いでいるところなんですけども、老人憩いの家という施設を廃止してしまうのか、あるいはその機能を今回の新しい集会所にあわせ持つのか、あるいは老人憩いの家としては認定しないけれども、長生会さんの使い勝手のいいような形で、集会所の運営規則の中にそれを盛り込んでいくのか、これもただいま高齢福祉課の方と調整を進めているところでございます。

もし、そういった形になった場合、そうしましたら、過去、例えば孝子の小学校の屋根かわらをふくときだとか、あるいは聞き及んでいるところでは、消防車庫だとか、そういったときには、それぞれの地区の森林組合の方から、いろいろ援助をいただいたという経緯も聞いておりますので、その辺で地元の方から気持ちよくという形がもしあれば、気持ちよくご協力いただきたいというところ。

それと、もう1つ、1,400万の一般財源を圧縮する手法といたしまして、ほかからの歳入ができないのかなという部分では、今、私、検討、考えて、これから、指示も今しているんですけども。例えば孝子小学校、これ、教育財産といたしまして、まだ町有地もあるんですけども、ほか、個人の所有と、それとお寺の所有のところがございます。これにつきましては、借地料という形で、現在、お支払いいたしております。その部分が、今回、集会所を建てるときに、底地が、ちょうど町有地とお寺の所有地とにまたがるという部分に、今の集会所が建つ状況になっておりますので、その分につきましては、今現在、小学校用地として、借地料をお払いしている部分、これを減額していただく、あるいは免除していただくという形で、その財源を最終的には集会所の方に回っていくというような形で考えることも可能ではないかなというようなことも考えておりますので、その辺をいろいろ、まだまだこれから調整しながら進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

辻下正純議長 田代議員、申し合わせ事項で、委員長の報告に対し、質疑は審査の経過と結果に

対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできないということ、これ、申し合わせ事項でうたわれているわけよ。そやから、ある程度まで質疑いけるけども、それ以上のことは、ちょっと控えてほしいなど。

田代 堯議員 議長ね、よくわかります。私は、ですから、前置きしたのは、委員長にご答弁を願いたいということを申し上げて、委員長で、もし説明のあれがあれば理事者でも結構ですよということを前置きしていますので、そこを理解していただきたい。

私は、この委員会会議録はホームページに載るわけなんですよ。そうしたら、ホームページに載ったら、2名の方が言うておられることが、あたかも孝子の集会所を反対しているかのように、これ、とられるんですよ。財産区の繰り入れがあるのに、繰り入れしたらいいやないかと言うてるのに繰り入れしてない。町長の答弁は、全く、私もそのように基本的に考えておりますと、こう答弁していますやん。委員さんの言うとおりでですよ、こう答弁されている。そうすると、そう言いながら、町長は、途中で、いや1,400万圧縮します。

それで、また、共有、合有、総有がありますね。これ、どこに値するかいうたら、今、言うたら、合有に値するとなれば、使えませんよということなんやわ。それをちゃんと委員会等で説明してあげないと、あたかも委員が何か孝子だけ協力せえへんやないかと。そんなところはもうほっとけやというようなことも書かれていますけども。私、そういう意味じゃ、委員さんは言っていないと思う、委員の方はね。いわば財政難やから、もう満遍に、財産区のあるところは、また、森林組合のあるところは、それを何とか出してもらえんかと、こう言うてるのが、これをずっと読むと、何や、これ、2人の議員は、孝子、反対せえへん言うてるけども、反対かいと、こうなるわけで、町長の答弁が、今言ったような、いや、これは森林組合の問題は合有に値するんで、それだったら使えませんねとはっきり言って、地元の汗かいたけども、やはり地元としては地元の事情があって、今おっしゃるように、土地の使用料とかいろいろな問題があるから、こうやということはやっぱり説明しとくべきやなど、そう思ったんで、私は質問させていただいたわけで、議長の方には時間とってもらって申しわけないんですが、理事者は、もう少しやっぱりきちっと、本会議でも委員会でもいいですけども、やはりそういったところをもう少しきちっと説明責任をしてもらわないと、質問した委員は、何か後で住民から批判を受けるようなことのないようにしていただきたい。このことを申し上げて、私の質問。

ですから、できるだけ地元にも協力してもらおうところは協力をしてもらって、いいものをつくって、今、町長言う、岬町全体の情報をきちっとして、合有として使えるような集会所であってほしいということをお願いして、終わります。

以上です。

辻下正純議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第61号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は1時でございます。

(午後0時07分 休憩)

(午後1時00分 再開)

辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第62号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議案第63号「平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 賛成です。

辻下正純議長 賛成討論、どうぞ。

中原 晶議員 本案につきましては、厚生委員会の場でも申し上げたことでありますけれども、この場でも改めて、意見と要望という格好で申し上げておきたいと思います。

本件につきましては、余剰金を積み立てるという内容が含まれておりまして、この介護保険については、昨年の4月から保険料が大幅に値上げをされて、高齢者の皆さんが非常に大変な思いをされているというところは、よくご承知のところであると思います。

委員会の中では、次の第4期に当たる時期に、基金があれば繰り入れをします。その上で保険料の緩和を図っていくというような返答も得られましたが、次期、2009年度まで待たずに、できるだけ早い時期に繰り入れをして、少しでも保険料を値下げするという手当をすることも視野に入れて検討していただきたいということを要望しまして、賛成討論といたします。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第63号「平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第64号「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第65号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号「新たに生じた土地の確認の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、賛成討論ですね。

中原 晶議員 この件につきましては、私が所属しておらない事業委員会に付託された案件でもありますので、要望を1点申し上げておきたいと思います。

これは、ふれあい漁港整備の一環ということで、町域が広がるということであると認識しておりますけれども、この広げた地域について、漁業関係者だけではなく、地元の住民の皆さんです

とか、ひいては広く府民の皆さんに開かれて利用されるものという格好になるように、有効活用に努めていただきたいと。当初のこの事業の目的を達していただきたいということ要望いたしまして、賛成といたします。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第66号「新たに生じた土地の確認の件」について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第67号「町の区域の変更の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号「町の区域の変更の件」について、起立により採決します。本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第70号「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長及び厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長及び厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第71号「岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号「岬町障害者施策推進協議会条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号「岬町漁業集落排水処理施設条例を制定する件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

議案第73号「政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号「政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号「岬町基金条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 賛成です。

辻下正純議長 賛成討論ですね。はい。

中原 晶議員 本件につきましては、私の所属外の事業委員会に付託されておりまして、意見を
申し上げる機会がなかったこともありますので、この場で改めて意見を述べさせていただきたい
と思います。

委員会の傍聴もさせていただいたところでありますけれども、この基金については、今後の整
備等に必要な資金も積み立てていくということをお聞きしておりまして、基金については、一般
的には、ため過ぎず、使い過ぎずと。後年度のために、必要な分を確保しておくという精神で運
営されるものであるというふうに考えておりますけれども。委員会の中では、平成19年、20
年度においては、純収益の2分の1、また、平成21年度以降は、毎年500万円ずつ基金とし
て積み立てていくという計画が述べられたところであります。

この運用について、今後どうなっていくのか、不確定な要素も多く含まれるという点もありま
すので、運営については柔軟にさせていただきたいということと、基金をためるために、利用者
に過大な負担となるようなことのないように、利用料については、高過ぎず、安過ぎず、利用し
やすい金額設定を今後も考えていっていただきたいということを要望いたしまして、討論といた
します。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第74号「岬町基金条例の一部を改正する件」について、起立により採決しま
す。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

議案第75号「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号「社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

議案第76号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対討論、賛成討論、どちらですか。

中原 晶議員 賛成討論です。

辻下正純議長 賛成討論ですね。

中原 晶議員 この件につきましては、委員会のところでも意見を申し上げたところでありますが、重ねて確認して申し上げておきたいと思います。

公立の幼稚園の定員を1クラス40名以下から35名以下ということで、望ましい基準どおりに条例を直すという格好でありますけれども、委員会の中でも申し上げたとおり、今後、もし希望者がふえてきた場合に、希望者全員の入園が満たされるように、また、それに伴っては、施設面ですとか、人員面の配置も必要となってくることは予想されますので、そのあたりについても十分な配慮がなされるようにということを申し添えて、賛成討論といたします。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第76号「岬町立幼稚園条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

議案第79号「平成18年度岬町一般会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、反対討論、賛成討論。

中原 晶議員 反対です。

辻下正純議長 反対討論ですね。どうぞ。

中原 晶議員 私は、3つの常任委員会のうち2つにしか所属できないということもありまして、2つの常任委員会の中では考えについては述べさせていただいたところであります。また、所属しておらない、残る1つの委員会についても意見として申し上げておきたいことがありますので、この場で改めて意見を申し上げておきます。

平成18年度の一般会計の執行については、さまざまな要因で財政面が厳しい中で、また町にだけ責任を求められないというような厳しい中で、いろいろな施策を展開してこられたというふうに見ております。その中で、子育て支援センターの事業等、住民の福祉や暮らしを守る施策も実施され、一定の努力が図られたという点については評価できるものではないかというふうに考えております。

しかしながら、委員会の中でも申し上げましたが、ここでは簡単にいたしますが、後期高齢者の医療制度にかかわる予算の執行ですとか、自立支援法にかかわるものも含まれておりまして、高齢者ですとか障害者と言われるような弱者いじめ、こういう方々に対する負担増や社会保障をカットするというようなものが色濃く影響しているという点ですとか、また、事業委員会の所属になりますけれども、海釣り公園の件に関しても危惧される面が執行されたということでもあります。当初予算時に、この海釣り公園の件に関しては、当時は、地権者の一部との合意が得られていないという段階でありまして、新聞紙上でも多少騒がれたという時期でありました。

また、採算面での不安も、事業部の方からは採算面のシミュレーションは示されたわけでありましてけれども、私自身はいまだに疑念が残っているところでもあります。しかしながら、財政面について、不十分さは残しながらも、一定の努力が図られた点もあるというふうに考えております

ので、この点については、今後も町としての努力を一層重ねていただきたいという要望にとどめておきたいと思います。

それから、委員会の中でも申しましたけれども、過去の同和事業の名残と思われる事業に対する予算執行が疑われる部分がありますので、以上等のような理由をもちまして、反対討論といたします。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第79号「平成18年度岬町一般会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数です。よって、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

議案第80号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第80号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第80号は、原案のとおり認定されました。

議案第81号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第81号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第81号は、原案のとおり認定されました。

議案第82号「平成18年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第82号「平成18年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第82号は、原案のとおり認定されました。

議案第83号「平成18年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第83号「平成18年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第83号は、原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第84号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第84号は、原案のとおり認定されました。

議案第85号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

辻下正純議長 中原議員、反対ですか、賛成ですか。

中原 晶議員 反対です。

辻下正純議長 反対討論、どうぞ。

中原 晶議員 本件につきましても、厚生委員会の中で申し上げさせていただいたところであり、ますけれども、本会議の場において重ねて申し上げたいと思います。

昨年度より、大きく仕組みが変えられた介護保険制度のもとで、利用者の皆さんは、重い負担と利用の制限という2つの苦しみのもとに置かれることになったというふうに感じております。この2つの苦しみのもとで、介護給付を抑制していくという大きなおぜんにとった予算の執行であるというふうにとめておるところであります。

また、委員会の中でも、補助等、単独では何も行ってないということで、努力が足りないという点も感じておりますので、本件についての予算執行については承認しかねるという立場であります。

以上です。

辻下正純議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第85号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数でございます。よって、議案第85号は、原案のとおり認定されました。

議案第86号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶議員 反対討論です。

辻下正純議長 中原議員、反対討論。

中原 晶議員 先ほどと同じ理由で反対といたします。

以上です。

辻下正純議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 これで討論を終わります。

これより、議案第86号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

辻下正純議長 起立多数です。よって、議案第86号は、原案のとおり認定されました。

議案第87号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第87号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第87号は、原案のとおり認定されました。

議案第88号「平成18年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第88号「平成18年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第88号は、原案のとおり認定されました。

議案第89号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第89号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第89号は、原案のとおり認定されました。

議案第90号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第90号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第90号は、原案のとおり認定されました。

議案第91号「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第91号「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、議案第91号は、原案のとおり認定されました。

議案第92号「平成18年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、議案第92号「平成18年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、議案第92号は、原案のとおり認定されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は、すべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労さんでございました。

辻下正純議長 日程8、意見書案第2号「道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書

(案)」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。議会議員、岡本重樹君。

岡本重樹議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第2号

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)でございます。

本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者 岬町議会議員 岡本 重樹

賛成者は、岬町議会議員 田代 堯 反保多喜男

小川日出夫 竹内 邦博

和田 勝弘 谷本 貢

鍛冶 末雄 奥野 学

出口 實 川端 啓子

辻下 文信

以上のとおりです。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)

少子高齢化が急速に進展している中、安全・安心で活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現のためには、国民生活や経済・社会活動を支える基礎的かつ重要な社会資本である道路はより一層重要となっている。

21世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることができる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備・保全することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

特に本年度には、道路特定財源の見直しが予定されているが、高速道路など幹線道路の整備はもとより、身近な道路や、またこれらの道路の保全・歩道のバリアフリー化など、日常生活に密着した取組みを着実に実施するためには、真に必要な道路整備などのための財源を確保することが必要である。

とりわけ、本町域においては、広域幹線道路である国道26号が、片側1車線しかなく、また、近年、隣接する阪南市域まで第二阪和国道が供用されたことから、慢性的な交通渋滞は更に悪化し、渋滞回避の為に、通学路等の生活道路への流入交通が増えるなど、地域住民の日常生活や周辺環境に多大な弊害を招いている。

さらに、本町では、関西国際空港二期事業土砂採取跡地における多目的公園や海釣り公園の整備など、21世紀にふさわしい「自然と共生した」まちづくりを進めている。

このような現状から、本町にとって、第二阪和国道はまちづくりの根幹を成す道路であり、その延伸は、交通渋滞の緩和のみならず、生活環境の改善、経済活動の活性化を図る観点から、早急な整備が望まれているところである。

よって、政府は道路の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望するとともに、道路特定財源の見直しにかかる中期計画の作成にあたっては、これらの意見が反映されるよう特段の配慮をお願いしたい。

- 1 都市の再生や地域の活性化に資する道路整備など、真に必要な道路整備を計画的に進めるため、道路の整備・維持管理に必要な財源を確実に確保すること。
- 2 高速道路は国の基幹的な施設であり、今後とも国及び地域の社会経済活動の発展を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。
- 3 高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化と物流コストの低減を図るため、抜本的な高速道路料金の見直しや多様で弾力的な料金設定、インターチェンジへのアクセス強化などを進めること。
- 4 都市の再生や活力ある地域づくりを推進するため、環状道路の整備や幹線道路の立体交差化、踏切道の改良などの渋滞対策等の推進、地域間の連携促進を図る道路整備を一層推進すること。
- 5 沿道の大気汚染や騒音問題、地球温暖化に対応するため、道路環境対策を一層充実すること。
- 6 バリアフリー、交通安全対策、道路施設の適切な維持管理や予防保全型の計画的補修、防災対策など、安全・安心で快適な暮らしを実現するための取組みを一層促進すること。
- 7 景観、環境に配慮した道路空間の緑化や美装化、アドプト制度など、住民との対話と協働による地域特性を活かした魅力あふれる道路空間の創出など、快適で豊かな暮らしを実現するための取組みを一層促進すること。
- 8 地方の道路財源が確保されるとともに、地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

大阪府泉南郡岬町議会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣

以上でございます。

よろしく審議を賜りまして、可決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

辻下正純議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号「道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致です。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

辻下正純議長 日程9、意見書案第3号「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)」を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。議会議員、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提出いたします。

意見書案第3号

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)

本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者 岬町議会議員 川端啓子

賛成者は次のとおりです。敬称は略させていただきます。

賛成者	岬町議会議員	鍛治 末雄	谷本 貢
		竹内 邦博	反保多喜男
		奥野 学	辻下 文信
		田代 堯	和田 勝弘

以上のとおりです。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書（案）

現在、大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えない。

中には、あまりに高額のクレジット債務を負わされ、追い詰められた消費者が自ら命を絶つケースも発生しており、クレジット被害は国民の生命を脅かす命の問題となっている。

このような被害は、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生している。経済産業省の数度に亘る、加盟店の実態把握・管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達に対しても、クレジット事業者は「通達は法的義務ではない」と主張し、その後も、クレジット被害者は増え続けている。

こうしたクレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復を実現し、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるためには、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、岬町議会は、国会及び政府に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1 不適正与信防止義務を法文上明記すべきであること

悪質商法にクレジットが利用され、被害が発生することを防ぐため、クレジット事業者が、加盟店への調査など不適正な与信を防止する義務を負うものとする。

2 クレジット事業者に対する、既払金返還義務等の、販売業者との無過失共同責任を定めること

販売業者の販売契約が無効・取消・解除となる場合は、消費者に対する既払金返還義務を含むクレジット会社の無過失共同責任を規定することが必要である。

3 実効性ある過剰与信防止義務を定めるべきこと

消費生活への影響も十分に考慮しつつ、貸金業法のようないわゆる総量規制の導入や違反した場合の民事効の導入等、実効性ある過剰与信防止規定を定めるべきである。

4 契約書型クレジット（個品割賦購入あっせん）業者に対する規制を強化すべきこと

個品クレジット事業者に対し、登録制を導入し、与信事項にかかる契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を明記すべきである。

5 現行の割賦要件及び指定商品制を廃止すること

割賦要件及び指定商品制を原則として廃止し、支障のある取引についてはネガティブリストで対応するものとすべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月26日

大阪府泉南郡岬町議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣

以上でございます。よろしくご審議を賜りまして、可決賜りますようお願いいたします。

辻下正純議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

辻下正純議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号「割賦販売法の抜本的改正に関する意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

辻下正純議長 満場一致であります。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

辻下正純議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成19年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後1時54分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年9月26日

岬町議会

議 長 辻 下 正 純

議 員 出 口 實

議 員 奥 野 学